

蕃地事務局

丸屋兵助代

大竹良助印

郵便蒸氣御會社

五子形増

金千五拾七圓三拾三錢四厘

七年八月三日

蕃地事務局 金井

大臣 (三條) (島津) (岩倉) (日下部)

参議 (大隈) (大木) (安房) (伊地知) (久) (文博)

海軍省別紙上申ノ趣ハ御聞届相成可然被存候
依テ同省ノ御指令按并工部省ノ御達按トモ取
調此段相伺候也

海軍省ノ御指令按

上申ノ趣聞届候條長崎表鑛山寮出張所ヨリ

蕃地事務局

受取候石炭并金高トモ蕃地処分ニ係リ候分
ハ其都度毎ニ蕃地事務局ハ詳明報告可致事
工部省ハ御達按

海軍省ヨリ別紙ノ通り上申候間朱書ノ通り
及指令候条同省請求ニ應シ石炭交付ノ儀長
崎出張鑛山寮ハ相達置可申事

事一套第百四十七號

(細川) (井手) (坪井) (中村) (井上)

長崎縣高島石炭ノ儀ニ付上申

長崎縣高島石炭ノ儀ハ工部省処轄ニ候処今般
蕃地御處分ニ付テハ當省ヨリ回艦ノ節石炭入
用ノ都度其艦長ヨリ右ハ出張在官ノ者ハ申入
候ハ、無差支相渡リ候様致シ度尤モ右石炭蕃
地御處分ニ依テ受取候分ノ代價ハ其筋ニ於テ
辨償イタシ候事ニ相成度右ハ至急御許容ノ上
其筋々ハ御達相成候様致度存候此段申出候也

明治七年七月三十日

海軍少輔川村純義

太政大臣三條實美殿

七年八月三日

長官大隈

御用掛

金井

藤田

河野

長崎支局ヨリ林大佐宛ニテ電報到来ニ付則相
譯シ供御一覽候也